

令和7年1月10日

兵庫県立松陽高等学校食堂事業者募集について

兵庫県立松陽高等学校長 魚井和彦

兵庫県立松陽高等学校生徒食堂事業者を下記のとおり募集しますので、兵庫県立松陽高等学校食堂事業者募集要項及び関係事項承知のうえ、応募してください。

記

1. 募集の内容 本校内における生徒対象の厚生施設を目的とする食品及び物品の販売業務（生徒食堂又は売店、自動販売機設置による飲料水やパンの販売を含む）を行う事業者（教育財産の目的外使用許可による営業）
2. 募集期間 令和7年1月14日（月）から令和7年1月31日（金）
3. 所在地及び施設等 高砂市曾根町 2794 番地の1  
兵庫県立松陽高等学校 体育館1階
4. 応募方法等 応募期間中に、次の応募書類を提出してください。  
①兵庫県立松陽高等学校食堂営業申込書（別紙様式）及び資料  
②食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可書（写し）  
③会社概要及び営業経歴  
④提供予定メニュー表及び価格表  
提出方法 持参、郵送又はメールのいずれか
5. 厨房内覧 上記応募期間中の平日 午前9時から午後4時までの間  
\*事前連絡の上、来校してください。
6. 説明会 特に設定しません。随時質問をお受けします。
7. 選定方法 本校購買委員会において営業形態、営業実績、メニューの内容等を総合的に審査し決定します。選定結果については、2月中旬を目途に文書で通知します。
8. 問合せ先 兵庫県立松陽高等学校 事務長 福本勢津子  
電話 079-447-4021 FAX 079-447-4023  
e-mail Setsuko\_Fukumoto@pref.hyogo.lg.jp

## 兵庫県立松陽高等学校食堂事業者募集要項

### 1 募集の目的

兵庫県立松陽高等学校 体育館1階において、生徒、教職員のための食堂の運営又は売店の営業を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続き等について定めます。

### 2 施設概要

- (1) 場 所 高砂市曾根町 2794 番地の 1
- (2) 施 設 兵庫県立松陽高等学校 体育館 1 階
- (3) 厨 房 (使用許可対象部分) 109.42 m<sup>2</sup>
- (4) 食 堂 (共用：使用許可対象外)
- (5) 利用対象者 本校 生徒約 600 人 (15 クラス) 教職員約 50 人
- (6) 基本的な厨房設備、食堂のテーブル及び椅子については、本校において設置します。

### 4 食堂事業実施の条件

- (1) 実施方法 学校より教育財産の目的外使用許可を受けたいうえで、食堂営業（売店の営業含む）及び自動販売機の設置事業を行っていただきます。
- (2) 条件等 使用料及び手数料徴収条例、教育財産管理規則、兵庫県教育委員会並びに本校の定める規定を遵守した営業とし、同規定に基づく使用料及び光熱水費等の負担があります。使用許可期間終了又は許可が取り消された場合は、使用業者において速やかに原状回復してください。
- (3) 営業開始 早期再開を希望しています。遅くとも令和 7 年 4 月開始を目途。諸事情により変更となる場合は協議により決定します。
- (4) 営業日 原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、長期休業中、定期考査中を除いた、生徒登校日とします。なお、学校行事の日等は、学校と相談のうえ、営業日を決定することとします。
- (5) 営業時間 原則として 12 時 40 分から 13 時 20 分までの間とし、営業時間の調整については、食堂業者からの提案を受け、別途協議します。  
休み時間のパン等の販売については、要相談とします。
- (6) 品目等 調理による昼食を提供するものとし、メニューは原則として自由とします。  
また、調理による昼食の提供が難しい場合は、パンや軽食の販売も可とします。  
自動販売機によるパンや軽食の販売も含めます。販売する食品に関しては別途協議します。
- (7) 販売価格 販売価格は、生徒の福利厚生施設であることを踏まえ、適切な価格で提供するよう努めてください。なお、消費税率改正など社会的情勢の変化等により販売価格の改正の申し出があり、その必要性が妥当と判断される場合を除き、販売価格は据え置くものとします。
- (8) 営業報告 学校長に対して、毎月食堂の営業状況を報告してください。
- (9) 応募資格
  - ①許認可等の取得者  
食堂の業務に当たり、食品衛生法等の関係法令等の規程に基づく許認可等（届出を含む）が事前に必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者

②次のいずれにも該当しない者

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

③次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年間を経過した者を含む。）であること。

ア 兵庫県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が県と契約を締結すること又は兵庫県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく県との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

④兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(別紙様式)

令和 年 月 日

## 兵庫県立松陽高等学校食堂営業申込書

兵庫県立松陽高等学校長 様

申請者 \_\_\_\_\_

兵庫県立松陽高等学校において食堂を営業したいので、下記のとおり申し込みます。なお、食堂等の営業に当たっては、食品衛生法等の関係法令を遵守すると共に、安全安心で良質な食事の提供、食品の販売等に留意します。

記

会社名又は店舗名	
代表者職氏名	
所在地	
電話番号 メールアドレス	
会社等の業種	
会社等設立年月日	年 月 日
資本金	
飲食店等営業許可	年 月 日
担当者職・名前	

## 食堂営業に係る資料

- |   |                 |        |   |         |
|---|-----------------|--------|---|---------|
| 1 | 食堂の営業           | 有      | ・ | 無       |
| 2 | パン、軽食の販売        | 有      | ・ | 無       |
| 3 | 食堂営業目途          | 令和7年   | 月 | ぐらいなら可能 |
| 4 | パン・弁当の販売        | 令和7年   | 月 | ぐらいなら可能 |
| 5 | 設置自動販売機の台数及び種類  | 合計     |   | 台       |
|   |                 | 清涼飲料水等 |   | 台       |
|   |                 | パン・軽食等 |   | 台       |
|   |                 | その他(   | ) | 台       |
| 5 | 本件に関する担当者名及び連絡先 |        |   |         |
- 

\*販売にかかる詳細資料等あれば添付してください。